

## 【新型コロナウイルス感染防止対策】 建設業等の閲覧所の再開について

閉鎖しておりました下記の閲覧所（県内全ての建設事務所の閲覧所を含む）を令和2年5月18日（月）から再開します。

ただし、当分の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じる必要がありますので、海部建設事務所の閲覧所の運営については、別紙のとおりとします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- ・ 建設業閲覧所  
（経営規模等評価申請等の結果の閲覧を含む）
- ・ 解体工事業者登録簿閲覧所
- ・ 浄化槽工事業者登録簿閲覧所

【お願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、御来室の際には、感染症対策にご協力をお願いします。

別紙

～・～海部建設事務所における閲覧所の運営について～・～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年5月18日（月）から当面の間、海部建設事務所の建設業閲覧所等の運営を次のとおりとします。

○閲覧席数：2席

○閲覧方法：閲覧時間ごとに入れ替え制

○閲覧時間：お一人、原則1日1時間まで

- ・ 閲覧所入口付近に予約簿を設置します。御来室いただき、予約簿にて、閲覧時間をご予約ください。（電話での予約も可）
- ・ 時間になりましたら、閲覧所にお入りいただきます。

※当課室内でお待ちいただくことはできません。

閲覧時間帯	①	午前 9時30分～午前10時30分
	②	午前10時30分～午前11時30分
	③	午後 1時00分～午後 2時00分
	④	午後 2時00分～午後 3時00分
	⑤	午後 3時00分～午後 4時00分

お問い合わせ先：愛知県海部建設事務所総務課総務・建設業グループ

0567-24-2141（ダイヤルイン）

※各建設事務所においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に配慮した閲覧所の運営をしています。

詳細については、海部建設事務所総務課総務・建設業グループにお問い合わせください。